令和8年10月20日（火）
竹 田 市 教 育 委 員 会

会計年度任用職員の処分について

令和8年10月20日付で処分を行いましたので、その内容についてお知らせします。

記

1 被処分者及び処分の内容

被処分者：教育委員会の出先機関に勤務する会計年度任用職員、50代、男性
内　　容：戒告
事　　由：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
　　法令等に従う義務違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者にふさわしくない非行

2 事案の概要

被処分者は、(1)今年5月に1回、勤務終了時刻よりも30分早く無断早退を行った。過去にも同様のことを行ったことがあると認めている。(2)今年3月から5月にかけて合計15回、1回あたり1時間程度、勤務時間中にもかかわらず部外者と私的な打ち合わせをしていた。(3)令和7年6月、市が保管していた物品（廃材の側溝蓋10枚）を無断で自宅に持ち帰った。いずれも外部からの通報により発覚した。当該会計年度任用職員は給与の自主返還として102，336円を市に納付した。また、持ち帰った物品は市に返還し原状回復している。

3 管理監督する立場にある職員の処分

当該会計年度任用職員を管理監督する立場にある管理職職員：厳重注意
無断で持ち帰った物品を管理する立場にある管理職職員　　：厳重注意

4 教育長コメント

本市教育委員会の会計年度任用職員の不正行為により、市民の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。今後、このような不祥事が二度と起きないよう綱紀粛正に努めるとともに、一日も早い信頼回復に全力で取り組んでまいります。

5 問い合わせ先

竹田市教育委員会　教育総務課（電話番号0974－63－4816）